



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 9月19日金曜日 第1493号

◇ 目 次 ◇ 告 示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置.....	971
鳥獣保護事業計画の変更.....	971
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	971
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（3件）.....	972
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....	972
救急病院の協力申出.....	973
医師の指定.....	973
指定医師の所在地の変更.....	973
医療機関の指定.....	973
指定医療機関の業務の廃止の届出.....	973
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	973
土地改良区の定款変更の認可.....	974
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	974
付保義務の発生.....	974
付保義務の消滅.....	974
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	975
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	975
道路の供用開始（ " ）.....	975
開発行為に関する工事の完了.....	976
道路の位置の指定.....	976

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令.....	976
-----------------------------	-----

雑 報

裁決手続開始の決定の公告（2件）.....	983
-----------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1827号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）を確知することができないので、法第19条の8第1項後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

○愛媛県告示第1829号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成15年 9月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
上 瀧 祥 子	宇摩郡土居町大字土居2086-1	うわたきファミリー歯科クリニック	宇摩郡土居町大字土居2129-1	平成15年 8月28日
医療法人順風会	松山市天山二丁目3番30号	ヘルパーステーション八倉	伊予郡砥部町重光275番地1	平成15年 7月31日

示する。

平成15年 9月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 講ずべき措置の内容

越智郡玉川町大字葛谷字小松東甲 224 番及び字池田乙 1 27番3において処分された廃油及び廃酸の混合物の入ったドラム缶の処分者等は、当該混合物の入ったドラム缶、その漏出物及び漏出物が混合した土壌を撤去するとともに、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準及び法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従って処理すること。

2 措置の期限

平成15年10月10日

3 知事による措置

処分者等が1の措置を2の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。

4 問い合わせ先

愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課

電話 (089)912 2358

○愛媛県告示第1828号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定に基づき、第9次鳥獣保護事業計画を変更した。

変更後の第9次鳥獣保護事業計画書の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局産業経済部林業課並びに西条地方局産業経済部伊予三島林業課及び丹原林業課、松山地方局産業経済部久万林業課、八幡浜地方局産業経済部大洲林業課及び宇和島地方局産業経済部御荘林業課において供覧する。

平成15年 9月19日

愛媛県知事 加戸守行

社会福祉法人常美会	新居浜市御蔵町11番23号	ヘルパーステーションおくらの里	新居浜市御蔵町11番23号	平成15年8月22日
愛媛医療生活協同組合	松山市中村三丁目1番1号	愛媛医療生活協同組合福祉用具サービス協立	新居浜市若水町一丁目7番45号	平成15年7月14日

○愛媛県告示第1830号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地名及び居宅介護事業を行う事業所の所在地名が次のように変更された。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地名		居宅介護事業を行う事業所の名称	居宅介護事業を行う事業所の所在地名		変更年月日
	旧	新		旧	新	

○愛媛県告示第1831号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）が、居宅介護事業を行う事業所の名称を次のように変更した。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所の名称		居宅介護事業を行う事業所の所在地	変更年月日
		旧	新		

○愛媛県告示第1832号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地名が次のように変更された。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所の名称		居宅介護事業を行う事業所の所在地名		変更年月日
		旧	新	旧	新	

○愛媛県告示第1833号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の名称及び所在地名が次のように変更された。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所の名称		居宅介護支援事業を行う事業所の所在地名		変更年月日
		旧	新	旧	新	

○愛媛県告示第1834号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
愛媛大学医学部 附属病院	温泉郡重信町大字志津川	文部科学省	平成18年 9月19日 まで

○愛媛県告示第1835号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	町立津島病院	三 好 明 文	北宇和郡津島町大字高田丙15	平成15年 9月1日
小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	"	愛媛大学医学部附属病院	堀 内 淳	温泉郡重信町大字志津川	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	加 藤 内 科	加 藤 壽 一	八幡浜市産業通6-28	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	"	大洲中央病院	越 智 明 子	大洲市東大洲5	"

○愛媛県告示第1836号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
柴 田 薫 行	住 友 別 子 病 院	新居浜市王子町3-1	大 洲 中 央 病 院	大洲市東大洲5	平成15年 7月1日
井 上 弘 子	チヨダ内科リハビリテーションクリニック	八幡浜市川通り1455-22	真網代くじらリハビリテーション病院	八幡浜市真網代甲229-5	"
大 野 一 登	町立津島病院	北宇和郡津島町高田丙15	国民健康保険久万町立病院	上浮穴郡久万町大字久万町65	平成15年 8月1日
加 藤 壽 一	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638	加 藤 内 科	八幡浜市産業通6-28	"

○愛媛県告示第1837号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	担 当 す べ き 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
オ レ ン ジ 薬 局	西宇和郡三瓶町大字朝立2番耕地1-45	更生医療	平成15年 9月1日
おぐに薬局 砥部店	伊予郡砥部町大南199		"

○愛媛県告示第1838号

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の6第2号の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の

業務を廃止した旨の届出があった。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	廃 止 年 月 日
庄野菜局飯岡店	平成15年7月31日

○愛媛県告示第1839号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労働課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
今治くすのきガーデン
今治市旭町三丁目2番地4外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社
東京都台東区上野七丁目14番地4
代表取締役 赤土勇
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ファーストリテイリング
山口県山口市大字佐山717番地1
代表取締役 玉塚元一
株式会社レデイ薬局
松山市南江戸四丁目3番地37
代表取締役 三橋信也
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成16年5月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,460平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
140台
イ 駐輪場の収容台数
48台
ウ 荷さばき施設の面積
105平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
21.4立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後8時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後9時まで

2 届出年月日

平成15年9月8日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労働課並びに今治市役所において告示の

日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1840号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、川内町吉久土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1841号

大西町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・清連寺地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・清連寺地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年9月22日から10月21日まで

3 縦覧場所

大西町役場

○愛媛県告示第1842号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

(松山地方局管内)

中島加入区

○愛媛県告示第1843号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成11年9月愛媛県告示第1202号）による保険に付すべき義務は、平成15年9月18日限り消滅したため、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則

(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

(松山地方局管内)

中島加入区

○愛媛県告示第1844号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 町長 武 田 満 幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

2 埋立区域

(1) 位置

温泉郡中島町大字神浦2646番2から同3517番1までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線並びに10点と1点とを結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+3.55メートル)の陸と公有水面との接する線により囲

まれた区域

基点(温泉郡中島町大字神浦2641番地先の県道に設置された金属錐)は、北緯33度56分52秒、東経132度36分12秒の地点

1点は、基点から真北132度30分12秒55.97メートルの地点

2点は、1点から真北25度55分53秒17.84メートルの地点

3点は、2点から真北116度03分18秒19.14メートルの地点

4点は、3点から真北206度02分03秒4.44メートルの地点

5点は、4点から真北136度00分56秒7.10メートルの地点

6点は、5点から真北224度39分22秒8.37メートルの地点

7点は、6点から真北223度52分27秒2.52メートルの地点

8点は、7点から真北225度42分45秒9.78メートルの地点

9点は、8点から真北325度33分07秒1.51メートルの地点

10点は、9点から真北250度15分16秒2.14メートルの地点

(3) 面積

505.70平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成14年3月20日 愛媛県指令港第105号

4 しゅん功認可年月日

平成15年9月19日

○愛媛県告示第1845号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡五十崎町大字宿間甲805番26から 同大字甲558番2まで	旧	メートル 9.4~30.7 8.6~9.7 2.6~3.2	キロメートル 0.073 0.077 0.036	
			新	10.2~30.7	0.073	

○愛媛県告示第1846号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	肱川公園線	喜多郡五十崎町大字宿間甲805番26から 同大字甲558番2まで	平成15年9月19日

○愛媛県告示第1847号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
15松局伊土検（開）第24号 平成15年9月3日	伊予市米湊字西ノ原400番1、401番1、433番3、436番及び507番1	伊予市米湊293番地 松田幹壽
15松局伊土検（開）第25号 平成15年9月8日	伊予郡松前町大字西古泉字玉垣538番3	伊予郡松前町大字北黒田569番地4 有限会社 松本自動車 代表取締役 松本佳子
15松局伊土検（開）第26号 平成15年9月8日	伊予郡砥部町重光339番4	温泉郡重信町大字志津川262番地3 沖 香 沖 健一
15宇局建（開）第4号 平成15年9月11日	北宇和郡吉田町大字立間字雪森2番耕地1783番及び2番耕地1790番1	松山市美沢一丁目9番1号 ダイキ株式会社 代表取締役 山下雄輔

○愛媛県告示第1848号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年9月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

伊予郡松前町大字筒井字池分550番4

2 申請人の住所氏名

伊予郡松前町大字筒井1169番地

武井 建治

3 図面省略

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第5号

教育委員会事務局
教育機関

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年9月19日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

愛媛県教育委員会公印規程（昭和36年7月愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「、公印取扱者」を「公印取扱者」に改め、同項の

次に次の2項を加える。

2 教育総務課長の管守する教育委員長印、教育長印又は教育委員会印を使用する証票、賞状等（以下「証票等」という。）で、事前に一括して当該公印を押なつておくことが適当と認められるものについては、教育総務課長又はこれらの公印に係る公印取扱者は、当該公印を事前に押なつさせることができる。

3 前項の規定による公印の事前押なつを求めるときは、公印事前押なつ願（様式第4号）を教育総務課長に提出しなければならない。

第13条を第15条とし、第12条中「様式第5号」を「様式第9号」に改め、同条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条の次に次の2条を加える。

（公印の刷込み）

第11条 公印は、特に必要があると認められるときは、証票等にその印影を印刷し、又は印影を縮小して印刷することができる。この場合においては、当該公印の管守者に公印刷込み承認願（様式第6号）を提出して承認を受けなければならない。

2 前項の承認を行つた公印の管守者は、公印刷込み承認届（様式第7号）を教育総務課長に提出しなければならない。

3 第1項の印刷に使用した印影の原版は、同項の規定により承認を受けた機関の長が管守しなければならない。

（用紙の受払）

第12条 第10条第2項の規定により事前に公印を押なつた証票等及び前条の規定により公印を印刷した証票等は、公印事前押なつ（公印刷込み）証票等受払簿（様式第8号）により、その授受及び使用の状況を明らかにしておかなければならない。

ればならない。

様式第5号中「第12条」を「第14条」に改め、同様式を様式第9号とし、同様式の前に次の3様式を加える。

様式第6号(第11条関係)

公 印 刷 込 み 承 認 願

年 月 日

公印管守者殿

機関の長

印

証票等の名称		刷 込 み 枚 数	
公 印 の 種 類		寸 法 (ミリメートル)	
公印刷込みを 必要とする理 由		備 考	

様式第7号(第11条関係)

公 印 刷 込 み 承 認 届

年 月 日

教育総務課長殿

公印の管守者

印

承認年月日		公印刷込みを行つた機関	
証票等の名称		刷込み枚数	
公印の種類		寸 法 (ミリメートル)	
公印刷込みを必要とした理由		備 考	

様式第8号(第12条関係)

公印事前押な 証票等受払簿
つ公印刷込み

証票等の名称				機関名		取扱者	
年月日	摘 要	受	払	書損又 は汚損 枚	残 枚	取扱者	
						受領者印	交付者印
		枚	枚	枚	枚		

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第4号を様式第5号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第10条関係)

公 印 事 前 押 な つ 願

年 月 日

教育総務課長殿

機関の長

印

証票等の名称		押 な つ 枚 数	
公印の種類		寸 法 (ミリメートル)	
公印事前押な つを必要とする理由		備 考	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第45条の 2 の規定により、平成15年 9 月 9 日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成15年 9 月19日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

県道と気衣山線改築工事（愛媛県松山市安城寺町地内から同県同市久万ノ台地内まで）及びこれに伴う二級河川付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 (土 地) の 表 示 等						土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積		収用及び使用しようとする土地の実測㎡		受付年月日	種 類	
収 用	愛媛県松山市西長戸町 378番3	宅地	宅地	公簿 (㎡) 54.54	実測 (㎡) 54.54	21.66	土地登記簿名義人 亡 森廣 安太郎 法定相続人 森廣 清隆 外8名 (別記記載のとおり)			
使 用	愛媛県松山市西長戸町 378番3	宅地	宅地	公簿 (㎡) 54.54	実測 (㎡) 54.54	9.04	土地登記簿名義人 亡 森廣 安太郎 法定相続人 森廣 清隆 外8名 (別記記載のとおり)			

(別 記)

法定相続分	氏 名	住 所
252分の50	森 廣 清 隆	愛媛県松山市千舟町五丁目3番地7
252分の50	長 島 アキ子	愛媛県松山市北斎院町616番地の3
252分の50	秋 山 美津子	愛媛県松山市北久米町700番地1
252分の22	森 廣 弓 子	愛媛県松山市千舟町五丁目3番地7
252分の22	森 廣 英 雄	神奈川県相模原市田名2197番地5 ラークタウン102
252分の22	森 廣 英 治	愛媛県松山市千舟町五丁目3番地7
252分の22	森 廣 英 樹	愛媛県松山市千舟町五丁目3番地7
252分の7	米 津 なぎさ	大阪府箕面市粟生間谷西六丁目4番10号
252分の7	リリー 和 子	595 Mc Afee st. NW Apt #58 Atlanta, GA 30313 U.S.A (日本国における最後の住所地：和歌山県和歌山市吉札605番地)

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第45条の 2 の規定により、平成15年 9 月 9 日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成15年 9 月19日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

県道和気衣山線改築工事（愛媛県松山市安城寺町地内から同県同市久万ノ台地内まで）及びこれに伴う二級河川付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 (土 地) の 表 示 等						土地所有者 住所氏名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住所氏名	
	所 在	地 番	地 目	面 積		収用及び使用しよう とする土地の実測(m ²)		受 付 年 月 日 号	種 類		
			公簿	現況	公簿 (m ²)		実測 (m ²)				
収 用	愛媛県松山市西長戸町	378番4	宅地	宅地	264.46	264.46	61.86	愛媛県松山市千舟町五丁目3番地7 森廣 清隆	昭和34年7月8日・第13621号 昭和34年7月8日・第13620号 昭和34年7月8日・第13622号 昭和34年7月14日・第13999号	所有権移転請求権仮登記 根抵当権 条件付賃借権設定仮登記 根抵当権	亡 森廣 安太郎 法定相続人 森廣 清隆 外8名 (別記記載のとおり)
使 用	愛媛県松山市西長戸町	378番4	宅地	宅地	264.46	264.46	21.46	愛媛県松山市千舟町五丁目3番地7 森廣 清隆	昭和34年7月8日・第13621号 昭和34年7月8日・第13620号 昭和34年7月8日・第13622号 昭和34年7月14日・第13999号	所有権移転請求権仮登記 根抵当権 条件付賃借権設定仮登記 根抵当権	亡 森廣 安太郎 法定相続人 森廣 清隆 外8名 (別記記載のとおり)

(別記)

法定相続分	氏 名	住 所
252分の50	森 廣 清 隆	愛媛県松山市千舟町五丁目3番地7
252分の50	長 島 アキ子	愛媛県松山市北斎院町616番地の3
252分の50	秋 山 美津子	愛媛県松山市北久米町700番地1
252分の22	森 廣 弓 子	愛媛県松山市千舟町五丁目3番地7
252分の22	森 廣 英 雄	神奈川県相模原市田名2197番地5 ラークタウン102
252分の22	森 廣 英 治	愛媛県松山市千舟町五丁目3番地7
252分の22	森 廣 英 樹	愛媛県松山市千舟町五丁目3番地7
252分の7	米 津 なぎさ	大阪府箕面市粟生間谷西六丁目4番10号
252分の7	リリー 和 子	595 Mc Afee st. NW Apt #58 Atlanta, GA 30313 U.S.A (日本国における最後の住所地：和歌山県和歌山市吉礼605番地)